

## ドイツにおける音楽科教員養成

—音楽適性試験の内容を中心に—

伊 藤 真

(本講座大学院博士課程前期在学)

### はじめに

現在、我が国では教員の資質向上や児童・生徒に対する適切な指導力を有する教員の確保が謳われている。ドイツにおいても、近年の学力低下や教員の不足といった事態を背景に、教員の質的向上や職業意識の向上などが議論されている<sup>1)</sup>。我が国もドイツも、より良い学校教育のために望ましい教員像を問い直す時期にあるとあってよい。とりわけ、両国とも教員の高齢化が加速しており、現職の教員の研修、および新たな教員の養成は重点課題の1つといえよう。また、ドイツでは懸念が高まる教員不足に対して、これまで第1次国家試験合格のみしか与えられていなかった教員養成課程修了者に、学士あるいは修士の学位を与えることなど、教員養成課程に関する改革が進められている<sup>2)</sup>。

本稿は、ドイツにおける音楽科教員養成について考察する1つの視座として、大学の音楽科教員養成課程に入学する際に行われる音楽適性試験をとり上げる。そして、ハンブルク州、バイエルン州、およびバーデン・ヴュルテンベルク州の3州を中心に、我が国の4つの大学（広島大学、岡山大学、山口大学、福岡教育大学）と比較しながら、ドイツにおける音楽科教員養成に対するスタンスについて考察を行う。

### 1. ドイツの音楽科教員養成について

ドイツの学校教育制度は大きく3つの段階に分けることができる。すなわち、基礎学校（第1学年から第4学年まで）を含む初等教育段階、基幹学校・実科学校・総合制学校・ギムナジウム（第5学年から第9・10学年まで）を含む中等教育段階Ⅰ、ギムナジウム上級段階（第11学年から第13学年まで）を含む中等教育段階Ⅱである<sup>3)</sup>。これらの教育段階および学校種に応じて、教員養成課程および発行する教員免許の種類が規定されるのだが、ドイツでは州によって教育制度に若干の相違がみられるため、各州文部大臣会議（KMK）は各州における教職のタイプを6つにまとめ（表1）、学修期間や養成内容の全体的枠組みを規定し各州間の調整を図っている。

音楽科教員養成は、一般的に総合大学、教育大学、および音楽（芸術）大学において行われている。これらの大学へ入学するための条件は、ギムナジウム上級段階の修了時に行われるアビトゥーア試験（一般大学入学資格試験）に合格し、アビトゥーアを取得することである。さらに、音楽的な専門能力を証明するために音楽適性試験が行われる。音楽適性試験の内容および実施方法については各州によって規定されている。本稿で扱うハンブルク州、ベルリン州、およびバーデン・ヴュルテンベルク州では以下のとおりである。

表1 教職のタイプと標準学修期間<sup>4)</sup>

	教職のタイプ	標準学修期間
タイプ1	基礎学校あるいは初等教育段階の教職	7 (ゼメスター)
タイプ2	初等教育段階および中等教育段階Ⅰの全学校種の教職あるいは1学校種の教職	7-9
タイプ3	中等教育段階Ⅰの全学校種あるいは1学校種の教職	7-9
タイプ4	中等教育段階Ⅱ (普通教育科目) の教職 あるいはギムナジウムの教職	9
タイプ5	中等教育段階Ⅱ (職業教育科目) の教職 あるいは職業教育学校の教職	9
タイプ6	特殊教育の教職	8-9

### (1) ハンブルク州

ハンブルク大学 (Universität Hamburg) およびハンブルク音楽・演劇大学 (Hochschule für Musik und Theater Hamburg) の両大学において、基礎教育段階および中等教育段階Ⅰの音楽科教員養成、および中等教育段階Ⅱの音楽科教員養成が行われている。音楽適性試験は音楽・演劇大学において両大学共通のものが行われる。

### (2) ベルリン州

ベルリン芸術大学 (Universität der Künste Berlin) において音楽科教員養成が行われる。基礎学校・基幹学校・実科学校・総合制学校・ギムナジウム (第10学年まで) の音楽科教員養成課程と、ギムナジウム第1級音楽科教員養成課程の2つに分けられており、それぞれ音楽適性試験が行われる。すなわち、ベルリンでは学校種類別と教育段階別を混合したようなかたちで教員養成が行われている。

### (3) バーデン・ヴュルテンベルク州

バーデン・ヴュルテンベルク州はドイツ16州の中で教育大学を有する唯一の州である<sup>5)</sup>。基礎学校・基幹学校・実科学校の音楽科教員は教育大学において、ギムナジウムの音楽科教員は音楽大学において養成される。すなわち、教育段階別の教員養成ではなく学校種別の教員養成を行っている。教育大学は現在6校存在するが、音楽適性試験は各校共通のものが行われている。一方、音楽大学は独自に試験を実施している。

## 2. 音楽科教員養成課程入学のための音楽適性試験

ハンブルク州、ベルリン州、およびバーデン・ヴュルテンベルク州における音楽適性試験の内容を検討する。

## 2.1 ハンブルク州<sup>6)</sup>

基礎教育段階および中等教育段階Ⅰの教職課程の場合、①グループ指導、②ソルフェージュ、③音楽理論、④専攻実技、⑤副専攻実技、⑥歌唱、の各試験が実施される。①グループ指導では、受験者8人程度からなるグループに対して、カノン、歌曲、即興演奏、器楽曲、ボディーパーカッションなどの指導を行う。さらに試験官との面接も行われる。②ソルフェージュでは、提示されたリズムを叩いたり口唱したりすること、聴音（和音、音程、音高）、初見唱、および指示された旋律の歌唱などが行われる。③音楽理論では、簡単な音楽関連事項（反復、対比、変奏など）に関するテスト、一般的な音楽教育に関するテスト、電子音楽、コンピュータプログラミング、ジャズコードなどの特殊な領域に関するテストが行われる。④専攻実技では、古典および近現代の作品の演奏、場合によっては簡単な初見奏および即興演奏が行われる。声楽で受験する場合は、様々な性格および様々な時代の芸術歌曲またはアリア（オラトリオ、オペラ、オペレッタ、ミュージカル）を2曲演奏し、少なくとも1曲はドイツ語の曲を含めることが指示されている。⑤副専攻実技では、様々な時代から簡単な2曲の演奏、および場合によっては簡単な初見奏・即興演奏が行われる。⑥歌唱では、フォルクスリートまたは賛美歌より1曲（無伴奏）、クラシック芸術歌曲またはアリアより1曲（ピアノ伴奏）、ジャズ・ロック・ポップより1曲（伴奏はつけてもつけなくてもよい）の演奏が行われ、場合によっては声質の確認のために歌唱練習およびテキストの朗読が行われる。専攻実技を声楽で受験する場合は、⑥は実施されない。

中等教育段階Ⅱの教職課程の場合、試験内容は上述の初等教育段階および中等教育段階Ⅰとほぼ同じであるが、難易度が高くなっている。たとえば、専攻実技では20世紀までの様々な3つの時代からそれぞれ中難度の作品を演奏することとなっている。声楽で受験した場合は様々な性格および時代の芸術歌曲またはアリア（オラトリオ、オペラ、オペレッタ、ミュージカル）を3曲、ジャズ・ポップ・ロックより1曲の、計4曲を演奏することとなっている。また、副専攻実技はピアノ、オルガン、またはチェンバロで受験することが定められている。

## 2.2 ベルリン州<sup>7)</sup>

基礎学校・基幹学校・実科学学校・総合制学校・ギムナジウム（第10学年まで）の教員養成課程では、①音楽理論、②専攻実技、③副専攻実技、④グループ指導、が行われる。①音楽理論では、旋律聴音、三和音および7の和音の基本形と転回形の実施、カデンツを和音記号で示すこと、演奏された音楽を特定の時代に分類することなどが含まれる。②専攻実技<sup>8)</sup>では、時代および様々なジャンルから中難度の曲を3曲演奏する。試験曲の例として、ピアノの場合はバッハの「2声と3声のインヴェンション」、ハイドン・モーツァルト・ベートーヴェンのソナタ、バルトークの「マイクロコスモス第4巻」、1960年以降のピアノ作品、S. Joplinのラグタイム、D. Ellingtonのジャズ・スタンダード、B. Hornsbyによるロックのトランスクリプションなどが挙げられている。声楽の場合は、芸術歌曲、アリア、シャンソン、ジャズ、ポップなどが挙げられている。③副専攻実技<sup>9)</sup>では、専攻実技がピアノの場合は声楽の試験が行われ、フォルクスリート、芸術歌曲、ポップより1曲が演奏される。専攻実技が声楽の場合はピアノの試験が行われ、バッハの「アンナ・マグダレーナ・バッハの音楽帳」、シューマンの「こどものためのアルバム」、バルトー

クの「マイクロコスモス第3巻」、クリストファー・ノートンの「マイクロ・ジャズ」などの難易度の低い曲が演奏される。専攻実技がピアノと声楽以外の場合は、ピアノか声楽のどちらかの試験が行われる。④グループ指導では、受験者10人程度からなるグループを用いて、受験者各自がアレンジした曲を指導し演奏する。課題曲は試験の4週間前にピアノ版として受験者に送付されるが、これはオルフ楽器を使ったアレンジ、声楽パートをつけ加えたアレンジ、曲をダンスで表現するアレンジ、リズムの変更やリズム楽器をつけ加えたアレンジなど、様々なアレンジをすることができる。

ギムナジウム第1級教員音楽科教員養成課程では、①聴音および音楽理論、②グループ指導、③専攻実技、④ピアノ専攻およびピアノ副専攻のためのピアノ自由演奏、⑤副専攻ピアノ、⑥歌声および話し声、の各試験が実施される。上述の養成課程の場合とほぼ同様の内容であるが、②グループ指導では、短い1声または2声の旋律（フォルクスリート、カノン、フォークソング、ポップなど）を作り上げることやリズム練習などが含まれている。また、専攻実技を器楽で受験する場合は、様々な時代の中難度の作品を3曲初見で演奏することとなっている。④ピアノ自由演奏では、簡単な旋律の和声づけ、近親調への移調、一連の和音をもとにした即興演奏などが行われる。⑤副専攻ピアノでは、バッハの「2声のインヴェンション」、バルトークの「マイクロコスモス第3巻」、ハイドンの簡単なソナタ程度の曲を2曲演奏することと、簡単な初見奏を行うことが指示されている。⑥歌声および話し声の試験では、各自が準備したテキストの朗読を行い、声の衛生、欠陥、表現能力、調節能力が試験される。また、歌曲を1曲（簡単な芸術歌曲、アリアなど。ポップおよびシャンソンは除く）、無伴奏のフォルクスリートを1曲演奏する。

### 2.3 バーデン・ヴュルテンベルク州<sup>10)</sup>

教育大学における基礎学校・基幹学校・実科学校の音楽科教員養成課程では、①器楽、②歌唱、③音楽理論および聴音、④コロキウム（面接）、が行われる。①器楽では、様々な時代および様式（芸術音楽およびポピュラー音楽）から2曲演奏する。そのうち1曲は即興演奏を行ってもよい。さらに、専攻楽器が和音楽器（Akkordinstrument）の場合は、調号が4つまでの長調および短調の簡単なカデンツ（I-IV-V-I）の演奏、および簡単なコード記号（Cm、G7、F6など）の説明が加えられる。専攻楽器が旋律楽器（Melodieinstrument）の場合は、和音楽器の基礎知識を明らかにし、和音楽器にて調号が2つまでの長調および短調の簡単なカデンツ（I-IV-V-I）を演奏することが加えられる。②歌唱では、アリア、簡単な芸術歌曲、フォルクスリート、複数の詩の節を有する歌などの演奏を行う。歌唱の試験を受けるには正常な声を有することが条件であるため、疑わしい場合は、音声医学の専門家等に相談することが必要である。③音楽理論および聴音では、音程および三和音の聴音、和声学（音階、和音、簡単な機能）、および簡単な旋律やリズムの初見奏に関する基礎的能力が問われる。④コロキウムでは、音楽に関する興味・関心、基礎知識、職業としての教員のイメージなどについて面接を行う。

ギムナジウム第1級音楽科教員は音楽大学において養成される。ここでは国立シュトゥットガルト音楽・舞台芸術大学（Staatliche Hochschule für Musik und Darstellende Kunst Stuttgart）の試験をとり上げる。試験は①専攻実技、②聴音および音楽理論、③副専攻ピアノ、④歌唱、⑤学校実践のためのピアノ演奏、⑥音楽的グループ指導、の6つで構成される。①専攻実技ではピアノの場合、バロック・古典派・ロマン

派・近現代の各時代の曲をそれぞれ演奏する。さらに簡単な初見奏が加えられる。②聴音および音楽理論では、聴音の内容として、長調および短調の音、音程、和音（バス音つきの長和音・短和音・属7、三和音、減7和音）、単旋律および複旋律、和声機能の知識（T、S、D、DD、Tp）、カデンツ、和音終止などが含まれる。音楽理論では、拍節の知識および特徴的なカデンツの形成、譜例から形式および楽曲の識別、通奏低音の4声体、与えられた調の2声または多声の旋律、様式学などが含まれる。③副専攻ピアノでは、様々な時代から中難度の曲を2曲演奏し、簡単な初見奏を行う。なお、専攻実技をピアノで受験した場合は省略される。④歌唱では、様々な時代の芸術歌曲またはアリアを2曲演奏する。また、少なくとも3つの詩の節を有するフォルクスリートを無伴奏で歌唱する。さらに初見唱を1曲行う。⑤学校実践のためのピアノ演奏では、フォルクスリートを2曲準備し、指定された1曲を前奏と後奏をつけて演奏する。主専攻実技を旋律楽器あるいは撥弦楽器で受験した者は、フォルクスリートを2曲準備し、指定された1曲に簡単な伴奏をつけて演奏する。また、すべての受験者に対してカデンツの演奏が行われる。⑥音楽的グループ指導では、大学が試験前に準備する学校教科書より2か所（単旋律または多声の歌）を選択し、指定された1つに関して受験者によって構成されるグループを指導する。この試験に関連して、面接を行い、職業としての教員に対する見解を述べる。

### 3. ドイツ3州における音楽適性試験と日本4大学における実技試験の比較

前章で説明したハンブルク州、ベルリン州、およびバーデン・ヴュルテンベルク州のそれぞれの試験内容を表2および表3に整理した<sup>11)</sup>。

これら3州の音楽適性試験の特徴として、まず、器楽と声楽の両試験が課せられていることが挙げられる。ハンブルク州では、副専攻実技試験を2つまで（第1副専攻実技・第2副専攻実技）行うことができる。専攻実技を声楽で受験した場合でもピアノ（あるいは他の鍵盤楽器）の試験は必ず課せられている。次に、音楽理論、および聴音の試験が必ず行われていることが挙げられる。そして、もっとも特徴的なことは、グループ指導の試験が行われることである。また、試験曲にとり上げられているジャンルは、器楽では古典作品、近現代作品、即興演奏、声楽では芸術歌曲、アリア（オラトリオ、オペラ、オペレッタ、ミュージカル）、賛美歌、フォルクスリート、ジャズ、ロック、ポップ、シャンソンとなっており、幅広く設定されている。

我が国における音楽科教員養成課程の入学実技試験と比較するべく、広島大学（第1類初等教員養成コースでは実技試験が行われていない）、岡山大学、山口大学、および福岡教育大学の4大学をとり上げ<sup>12)</sup>、試験内容を整理した（表4）<sup>13)</sup>。広島大学を除く他の3大学ではソルフェージュの試験にコールユーブンゲンがとり上げられている。聴音の試験を課しているのは、広島大学と山口大学（後期）である。音楽理論の試験が行われているのは福岡教育大学（初等教育教員養成課程）のみである。また、広島大学では専攻実技（論述も含む）を1種のみ課する形態となっている。他の3大学では、ピアノの試験は必ず課せられており、それに声楽、あるいは他の器楽の試験を行うようになっている。

我が国の音楽科教員養成課程の入学実技試験にみられる特徴は、①ソルフェージュの課題にコールユーブンゲンをとり上げていること、②ピアノ演奏の課題に古典派のソナタをとり上げていること、③声楽の

課題に日本歌曲、イタリア歌曲、あるいはドイツ歌曲を中心にとり上げていること、が挙げられる。また、ドイツ3州にみられたグループ指導は行われず、音楽理論や聴音の試験もあまり行われていない。そして、声楽を含む複数の器楽演奏は行われず、1種の試験のみという場合も多い。

以上のことから、我が国よりもドイツの方が入学実技試験の内容が充実しており、受験者の音楽的能力をできるだけ詳細に検査しようとしているといえる。

#### 4. ドイツと我が国の音楽科教員養成に対する視点

このように、ドイツと我が国では音楽科教員養成課程の入学実技試験内容が大きく異なっているが、その要因の1つにそれぞれの国における音楽科教員養成に対する視点の相違が存在すると考えられる。

ドイツは、初等教育段階から中等教育段階Ⅱまでのすべての教育段階において、原則的に教科担任制をとっている。通常、教員は複数の授業科目（2～3科目）を担当するため、国家試験で受験した複数の科目の教員免許を取得することになる。それなのに、音楽科教員として高い水準で音楽的能力が要求されている。そのためには、大学において教員養成を開始した段階で専門的な学習を行う必要がある。すなわち、大学に入学してから新たに演奏技術や音楽に関する諸知識を獲得しようということは考えられていない。換言すれば、音楽に関わる基礎的な技能や知識を有していることが前提となって、初めて音楽科教員養成が開始される。

ドイツの教員養成は、およそ7～10ゼメスターの大学における学修（第1段階）とおよそ2年間の試補勤務（第2段階）の2段階システムを採用している。第1次国家試験合格をもって教員養成の第1段階は修了し、続いて第2段階の試補勤務を行う。この試補勤務は第2次国家試験によって修了する。このことは、教員養成課程に入学した者は国家試験に合格し教員免許を取得するか、途中で断念して進路を変更するかのどちらかしかないことを意味している。我が国のように、教職につかない者に対しても大学の学修だけで教員免許を発行してしまうということは有り得ない。つまり、ドイツでは2度の国家試験を含む2段階の教員養成によって、教職についた時点で自立的に行動し専門的教授のできるプロフェッショナルな教員を養成している。この点で、我が国の教員が準専門職として位置づけられているのとは異なり、教員をまさに専門職として位置づけているといえる。

#### おわりに

ドイツでは、音楽的・芸術的能力の備わっているかどうかを音楽適性試験で検査した上で、学生は音楽科教員養成を行う大学に入学する。2度の国家試験を含む長期間の養成によって、教職についた時点で1人前の教員として即座に行動することを可能にしている。一方、我が国では、教員としての実践的な行動を学ぶのは教職についてからである。音楽適性試験などの入学実技試験の内容をみる限り、ドイツは我が国よりも内容が充実しており、レベルも高い。したがって、ドイツと我が国の教員養成はある種対極をなしていると捉えることができよう。音楽科教員の採用数が制限されて、県によっては採用数が0であるにもかかわらず免許を次々に与えて大量生産する日本と、音楽科教員が不足しているのにもかかわらず長く厳しい養成制度をもつドイツ、である。

ドイツの教員養成に関して、Jüngerは音楽適性試験の在り方を問題にしている<sup>14)</sup>。彼によると、音楽大学で行われる音楽適性試験では教育学的内容よりも芸術的内容の方が要求され、また、試験官も実技担当の教官で構成されているため、将来の教員として教育学的な適格性をもち合わせているかどうかという観点で検査することが困難だという。実際、将来音楽科教員になりたいと願っている学生は音楽大学には少ない。そのような、芸術的能力は高いが教育学的能力は低く教員を志望しない学生が教員養成課程の定員を占めることによって、芸術的能力は劣るが教育学的野心のあふれる学生は音楽科教員への道を断念せざるを得なくなる。ここにドイツの音楽科教員不足の要因があるようである。今回とり上げた3州の音楽適性試験では、音楽的・芸術的能力の検査を中心としながらも、グループ指導をとり入れるなど、職業音楽家ではなく音楽科教員としての資質をみようとしていた。ハンブルク州では、2001年12月に学校実践とかけ離れた試験内容を改め、これまで行われていた面接をグループ指導に変更し、演奏実技試験を3科目まで受験できるようにし、さらに、ジャズ・ロック・ポップの試験を課すようになった。音楽科教員不足の事態を改善させるために音楽科教員養成課程へ入学する学生をいかに選抜するか、そして、現代的なニーズに合った多様な音楽活動を提供できる教員をいかに養成するか、音楽適性試験において芸術的・音楽的能力と教育学的能力の双方をバランスよく検査することは大きな課題の1つといえよう。

## 註および参考文献

- 1) ドイツは1996年の「第3回国際数学・理科教育調査 (TIMSS)」、および2000年の「生徒の学習到達度調査 (PISA)」において、低調な結果であったことを受けて、各州文部大臣会議では学校教育改善の課題を示した。その中には、児童・生徒の読解力や数学の基礎的理解を高めることなどに加えて、教員の質的向上や職業意識の向上が含まれている。また、「教育フォーラムの勧告」においても、教員の質的改善・地位向上が含まれている。
- 2) 学術協議会の勧告による。文部科学省編『諸外国の教育の動き2001』財務省印刷局 2002 pp.142 - 143 参照。
- 3) 基幹学校は、通常第5学年から第9学年までの5年制で、修了者の多くは企業の職業訓練を受ける。実科学校は通常第5学年から第10学年までの6年制で、修了後は(1) 職業学校に通学し、企業の職業訓練を受ける、(2) 職業学校に通学し、中級および上級の公職への経路となる、(3) 中等教育段階II (職業専門学校、専門上級学校、専門ギムナジウム、ギムナジウムなど) へ進学する、(4) 実習や職業訓練を経た上で専門学校へ進学する、といった進路へと導く。ギムナジウムは通常第5学年から第13学年までの9年制で、中等教育段階IとIIの両方にまたがっており、多くの生徒は大学入学資格 (Abitur) を取得し大学へ進学する。
- 4) Sekretariat der Ständigen Konferenz der Länder in der Bundesrepublik Deutschland: Rahmenvereinbarungen über die Ausbildung und Prüfung für Lehrämter in der Bundesrepublik Deutschland, 1997 (各州文部大臣会議『ドイツ連邦共和国における教員養成及び教職試験に関する大綱協定』1997)。長島・大野 (2003) に翻訳が所収されている。
- 5) 1980年頃から、教育大学は総合大学に統合される傾向にあり、1988年の段階で教育大学は10校にま

で減少している。そして2003年現在では、全16州のうちバーデン・ヴュルテンベルク州に6校（Pädagogische Hochschule Freiburg, Pädagogische Hochschule Heidelberg, Pädagogische Hochschule Karlsruhe, Pädagogische Hochschule Ludwigsburg, Pädagogische Hochschule Schwäbisch Gmünd, Pädagogische Hochschule Weingarten）を残すのみとなっている。まだ国民学校が存在した時代（ヴァイマル共和国時代から1963年に廃止されるまで）は、教員養成には2つの標準形態（国民学校の教職のためのゼミナールの形態と中等学校の教職のためのアカデミックな形態）があった。国民学校が廃止された後も、教員養成はその形を受け継ぎ、ギムナジウムの教員はいわゆる伝統型大学である総合大学において養成される一方で、基礎学校や基幹学校といった他の学校の教員は特別な教員養成所において養成された。後者が後に教育大学へと発展することになるが、これらの学校種の教員もアカデミックな形態において養成されるべきとの考えから教育大学は総合大学へと吸収・合併されていった。

- 6) 本項目は Hochschule für Musik und Theater Hamburg: Aufnahmeprüfungsbestimmungen für die Studiengänge Schulmusik. 2002. に基づく。
- 7) 本項目は Universität der Künste Berlin: Info Bewerbung und Zulassung. 2003. に基づく。
- 8) 専攻実技において選択できる楽器は、ピアノ、オルガン、チェンバロ、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、ギター、フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、トランペット、ホルン、トロンボーン、チューバ、リコーダー、サックス、および打楽器である。
- 9) 専攻実技がピアノまたは声楽の場合は、第2副専攻の試験を受けることができる。この試験に合格すると、第2副専攻楽器による4ゼメスターの授業に参加できる。第2副専攻楽器を選択しなかった場合は、基礎課程において3つの器楽実技コース（ギター、打楽器、小編成のジャズ）への参加が義務づけられる。
- 10) 本項目は Pädagogische Hochschule Freiburg: Eignungsprüfung in Musik und Kunst. 2003. および Staatliche Hochschule für Musik und Darstellende Kunst Stuttgart: Handbuch für Studienbewerber. 2003. に基づく。
- 11) HH はハンブルク州を、BE はベルリン州を、BW はバーデン・ヴュルテンベルク州をそれぞれ示している。
- 12) 小学校（初等教育段階）に関しては、周知のとおり我が国は学級担任制を基本としているため、小学校における音楽科教員養成というものは存在しない。したがって、教科担任制を基本としているドイツとそのまま比較することはできないが、そのような差異を提示する意味も含めて、本稿では我が国の小学校教員養成も比較対象に挙げている。ちなみに、広島大学では、第1類初等教員養成コースを受験する場合に音楽実技試験は実施されていない。岡山大学では、学校教育教員養成課程（小学校教育専攻）を受験する場合に全教科、体育実技、音楽実技、および美術実技の中から1科目を選択するようになっている。山口大学では、教科教育コース（小学校教諭免許および中学校教諭免許を取得する）の音楽教育選修を受験する場合に音楽実技試験を課している。福岡教育大学では、初等教育教員養成課程実技コース（音楽実技）を受験する場合に音楽実技試験を課している。このように、同じ小学校教員を養成する課程であっても大学によって音楽実技試験の有無が分かれている。
- 13) 本稿でとり上げた我が国の4つの大学における実技試験は、いずれも2004年度入学者選抜実施要綱



に基づくものである。

14) Jünger, Hans: Zuallererst sind wir doch Musiker... Überlegungen zu den Ursachen des Musiklehrermangels. In:

Musik und Bildung. Heft 6/2001, S.4-9.

表2 ドイツ3州の初等教育段階および中等教育段階Iにおける音楽適性試験内容

州	グループ指導	音楽理論	ソルフエージュ	専攻実技	副専攻実技	歌唱	その他
HH	○	○	聴音 初見唱 リズム打叩	器楽: 古典・近現代 初見奏、即興演奏  声楽: 芸術歌曲・アリアより2曲 歌唱練習、テキスト朗読	器楽: 簡単な曲を2曲 初見奏、即興演奏  声楽: フォルクスリート・芸術歌曲・ ポップより1曲  ピアノ: 難易度の低い曲	フォルクスリート・賛美歌より1曲 芸術歌曲・アリアより1曲 ジャズ・ポップ・ロックより1曲 歌唱練習、テキスト朗読  ×	面接
BE	○	○	聴音	器楽: 中難度の曲を3曲  声楽: 芸術歌曲・アリア・ シャンソン・ジャズ・ポップ	器楽: 簡単な曲を2曲 初見奏、即興演奏  声楽: フォルクスリート・芸術歌曲・ ポップより1曲  ピアノ: 難易度の低い曲	×	
BW	×	○	聴音	芸術音楽・ポピュラー音楽より 1曲(即興演奏可) カデンツ	×	アリア、芸術歌曲、 フォルクスリート	コロキウム

表3 ドイツ3州の中等教育段階IIにおける音楽適性試験内容

州	グループ指導	音楽理論	ソルフエージュ	専攻実技	副専攻実技	歌唱	その他
HH	○	○	聴音 初見唱 リズム打叩	器楽: 中難度の曲 初見奏、即興演奏  声楽: 芸術歌曲・アリアより3曲 ジャズ・ポップ・ロックより1曲	器楽: 簡単な曲を2曲  ピアノ・オルガン・チェンバロ: 古典・近現代 初見奏、即興演奏	フォルクスリート・賛美歌より1曲 芸術歌曲・アリアより1曲 歌唱練習、テキスト朗読  ×	
BE	○	○	聴音	器楽: 中難度の曲を3曲  声楽: 芸術歌曲・オラトリオ・オペラ より3曲	器楽: 簡単な曲を2曲 初見奏  ピアノ: 中難度の曲を2曲 初見奏	芸術歌曲・アリアなどより1曲 フォルクスリート1曲 初見唱	ピアノ自由演奏: 和声づけ 移調奏 即興演奏
BW	○	○	聴音	器楽: 各楽器ごとに課題曲	ピアノ: 中難度の曲を2曲 初見奏	芸術歌曲・アリアより2曲 フォルクスリート1曲 初見唱	学校実践のための ピアノ演奏: フォルクスリート カデンツ

表4 広島大学・岡山大学・山口大学・福岡教育大学における実技試験内容

	グループ指導	音楽理論	ソルフェージュ	専攻実技	副専攻実技	歌唱
広島大学教育学部						
1類 実技試験なし						
4類	×	×	聴音 初見唱	ピアノ: ベートーヴェンのソナタより1つの楽章 声楽: 自由曲1曲 作曲: 小品の作曲、ピアノ初見奏 論述	×	×
岡山大学教育学部学校教員養成課程						
	×	×	コールユープ ンゲン	ピアノ: ソナチネまたはベートーヴェンのソナ タより1曲 管弦: 自由曲1曲	×	イタリア歌曲・ドイツ歌曲・日本 歌曲より1曲
山口大学教育学部学校教員養成課程教科教育コース音楽教育選修						
前期	×	×	×	バイエル終了程度以上のピアノ曲を1 曲 ピアノ: 練習曲1曲 自由曲1曲 声楽・管弦打: 自由曲1曲 作曲: ソプラノ・バス課題	コンコーネ母音唱	ふるさと、夏の思い出、早春 賦、おぼろ月夜、浜辺の歌
後期	×	×	聴音 コールユープ ンゲン		ピアノ: ソナチネ・ソナタより1つの楽 章	×
福岡教育大学						
初等	×	○	コールユープ ンゲン	ピアノ: 古典派のソナタより1つの楽章 管弦: 自由曲1曲	×	日本歌曲・イタリア歌曲より1曲
中等	×	×	コールユープ ンゲン	ピアノ: ベートーヴェンのソナタより1つの楽章 管弦: 自由曲1曲	×	日本歌曲・イタリア歌曲より1曲